

随意契約理由書

神戸市

件名	西クリーンセンター脱硝入口・煙突入口排ガス分析計点検整備
契約業者名	株式会社堀場テクノサービス
随意契約の理由	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 西クリーンセンターの脱硝入口排ガス分析計及び煙突入口排ガス分析計は、特殊な機構を持つ精密機器であり、公害防止設備として運用されている重要な排ガス測定装置である。この排ガス分析計は、全て株式会社堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、点検整備や故障などの対応は、メーカー独自の専門的な知識に基づく技術力を持ち、構造、性能、機能などを熟知している者でなければならない。 上記業者は、メーカー独自の専門的な知識に基づく技術力を持ち、サービス部門の分社化により装置のメンテナンス業務を移管された唯一の業者である。 したがって、当該排ガス分析計の点検整備は、上記業者でなければ行うことができない。	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター（電話番号０７８－９７４－２００５）